

2018.03.09 : 平成30年_文教常任委員会（第1号） 本文より抜粋

○加藤英雄委員 次、大きな2つ目に行きます。

県の個人情報保護条例違反の高校を退職した方に対する刑事告発を昨年5月、県教育委員会は行っています。成田署に刑事告発をしています。その刑事告発の結果、昨年12月21日、千葉地検は不起訴の処分を下して、これは刑事罰には当たらないという判断をいたしました。これに関して、県教育委員会のこれまでの対応と真意について、時間がないので若干まとめて聞きますけど、この問題に対して私が聞くのは、もちろん生徒の個人情報を目的外に使用したことを擁護して弁護するような立場ではありません。明確に条例違反は確かですから、厳格な対応が求められているという認識はしています。しかし、刑事告発が妥当であったのかどうかという点では疑問が残るので、そこで若干伺いたいんですが、勧告書を出しています。問題の発覚したのは平成28年、おととしの3月なんです。その平成28年3月に発覚して、5月に県教育委員会から本人宛てに勧告書が送られている。その中で、本来は懲戒処分に相当する行為だと勧告した。それを1年後に、丸々1年後に刑事罰を問うことが妥当だという判断をした、その判断の根拠というは何なんでしょうか。

○委員長（斎藤 守君） 大野教職員課長。

○説明者（大野教職員課長） 当該勧告文の送付につきましては、これは事故の再発防止を求めるために送付したもので、告発につきましては、元教諭の責任を追及することとして行ったものであります。1年間時間があいてしまったということについてですが、県教育委員会としては、この元教諭の告発に向けまして、弁護士や警察、また検察にこの元教諭の行為が告発に相当するかどうか相談等を行うなどの準備を進めてまいりました。また、元教諭の犯罪事実を立証するための物的証拠を収集すること、また、警察の捜査が始まった際に、当該校の校務への影響、特に成績システム等の影響、いわゆるサーバーを警察の方に提出しなければならない、そのようなことの対応をするために、さまざまなこれらの課題を整理するために1年間の時間が必要であったということでございます。

○委員長（斎藤 守君） 加藤委員。

○加藤英雄委員 そうすると、告発したのは県条例第63条違反、そういうことですよね。業務に関して知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供した、または盗用したということなんですが、その不正な利益というのは、誰が利益を得るのか、何を指して告発したのかといったあたりを説明していただけませんか。

○委員長（斎藤 守君） 大野教職員課長。

○説明者（大野教職員課長） 今回の告発につきましては、元教諭の行為は、業務に関して知り得た個人情報、これを本人の同意に基づかない目的外利用という不法な方法によって、みずからの政治的目的を達成するという自己の不正な利益を図る目的で利用、これを

すなわち私どもは盗用と考えておりますが、盗用したものであり、元教諭が行った行為は条例第 63 条に該当するものと判断したものです。

○委員長（斎藤 守君） 加藤委員。

○加藤英雄委員 今、課長の答弁で、本人の政治的目的を達成するっていうふうな答弁がありましたけど、それはどういう意味なんですか。

○委員長（斎藤 守君） 大野教職員課長。

○説明者（大野教職員課長） これは、本件事案が、元教諭が担任や教科担当としてかかわった同校の卒業生 335 人に対し、安全保障関連法の廃止の署名を求める文書を郵送したということでございます。

○委員長（斎藤 守君） 加藤委員。

○加藤英雄委員 そうするとね、不起訴の処分が下された後、今後、県教育委員会がやるべき道は2つしかないんですよ。1つは、検察審査会に不服申し立てをする。それから、地方裁判所に対して付審判請求を行う、いわゆる再起訴、準起訴の請求を行う、この2つなんですけど、今は弁護士と相談していると思うんですが、どういうふうな考えを持ってますか。

○委員長（斎藤 守君） 大野教職員課長。

○説明者（大野教職員課長） 今回の検察の不起訴の判断ですが、不起訴処分ですけれども、これは検察が慎重に判断した結果ですので、県教育委員会としましては、検察の決定を受けとめたいと考えております。

○委員長（斎藤 守君） 加藤委員。

○加藤英雄委員 そうしますと、さっき話しましたように、政治的目的を達成するために目的外に情報を使ったというのは刑事罰に当たらないというのが検察の判断だったわけですよ。そうすると、私はせめてこの方に謝罪ぐらいは必要なんじゃないかなと。いろいろ聞いてみると、県教育委員会が告発をした段階で、その方は被疑者になるんですよ。被疑者になれば、警察の事情聴取を受けるわけです。延べ 10 時間を超えている。それで、書類送検されて検察に行けば、検察の事情聴取があるんです。結果として不起訴で刑事罰には当たらない、それで、今課長が言ったように、検察が慎重に判断した結果だからそれを尊重するとなれば、その方に対して何らかのやっぱり態度表明をする必要があるんじゃないかなっていうふうに思うんですが、その辺のところは考えていらっしゃいますか。

○委員長（斎藤 守君） 大野教職員課長。

○説明者（大野教職員課長） 今回の不起訴の決定に当たりまして、検察の方からは理由が明記されておりません。どのような理由で不起訴となったのかわかりませんので、県教育委員会としてはこれ以上の対応をするつもりはありません。

○委員長（斎藤 守君） 加藤委員。

○加藤英雄委員 それはいいんですよ。だから、検察審査会に不服の申し立てもやらないということでしょう。しかし、刑事告発したことによって、その方は刑事罰に当たらないって判断が下された、これで結論が出た。しかし、その間にもう大きな心労を煩っているわけですよ、被疑者という扱いですから。それに対してやっぱり何らかの対応が必要なんじゃないかなっていうのを述べて終わります。